



裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

審査請求代理人

[Redacted]

処分庁

[Redacted]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年8月12日付けで提起された、処分庁が [Redacted] 付けで行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分について、却下した部分はこれを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、請求人の行った家具什器の保護変更申請について、却下された部分を取り消し、特別基準での支給を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は次のとおりである。

生活保護申請時に家具什器等を何も持っていない者は、特別基準の金額内で生活に必要なものを購入できる、との規定がある。請求人はまさにその事例に該当する。

処分庁のケースワーカーが請求人宅を訪問し、請求人が [REDACTED] [REDACTED] などを何も持っていないことを確認している。

また、処分庁の指示どおり、事前に見積りを処分庁に届け、保護決定まで待つて購入を行った。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由の要旨は、次のとおりである。

被保護者は、経常的最低生活費の範囲内で通常予測される生活需要についてすべて賄うことが原則となる。しかし、予想外の事故や生活の場の転換に際し、最低生活に必要な不可欠な物資を欠き、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的最低生活費を認定するものである。

家具什器費については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-2-(6)に規定されている。被保護者が炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、24,900円の範囲内で特別基準の設定があったものとして家具什器費を支給できるとされている。さらに、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、39,900円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器費を支給できるとされている。別冊問答集問第7-43では、この「真にやむを得ない事情」とは、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合であるとしている。そして、世帯状況から最低生活に必要な最小限度の家具什器の程度を的確にとらえるとともに、罹災による家具の消失の程度や他からの援助の有無等を十分検討の上、取り扱う必要があるとしている。

請求人は数年間にわたり [REDACTED] と同居していた。その間、最低生活に必要な家具什器は [REDACTED] と共同利用をしていた。 [REDACTED] の家庭訪問時に、請求人は最低生活に必要な最小限度の家具什器を十分持ち合わせていなかったことを担当ケースワーカーが確認している。しかし、請求人は申請以前に居宅生活していたため、全く家具の持ち合わせがなかった訳ではないことは明らかである。

請求人は、継続利用可能な物品については、 [REDACTED] から具体的に搬出の目途をつけている。また、請求人は自宅と [REDACTED] 宅を自転車で往復しており、密に連絡も取

りあっている状況から家具の共同利用も可能な生活環境と判断できる。さらに、請求人はこれまでも居宅生活を営んできている。転出時に家具の持ち合わせがなければ、最低生活の維持に支障をきたすことは容易に想像ができ、正常な日常生活を営む能力に欠けている等特別な事情はない。したがって、「真にやむを得ない事情」とは解されない。

併せて、請求人は、本件処分に係る保護変更申請を行った同日に家具の購入を済ませている。その際の購入費用は経常的最低生活費から捻出されている。その後の生活需要は、平成25年8月5日に支給された家具什器費 [REDACTED] を合わせた額で賄っていた。これは、日常生活に必要な物品は経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入すべきであるという保護の原則に合致している。

以上の点から、本件処分は保護の実施要領等に基づく適正な判断によるものである。

第3 請求人の反論

請求人は反論書において次のとおり主張している。

[REDACTED] の住宅は狭かったため、請求人には自分の家具が無かった。

請求人が購入した [REDACTED] は、これらがなければ普通に暮らすことが困難なものである。よって、特別基準である39,900円の適用が可能なはずである。

処分庁は、真にやむを得ない事情について、災害にあった時と長期入院の場合を例示している。しかし、これは局長通知第7-2-(6)-イ及びエの事例を紹介しているに過ぎない。したがって、局長通知第7-2-(6)-アの場合に特別基準である39,900円が認められない根拠にはならない。

また、請求人の住居から [REDACTED] 宅までは、 [REDACTED] もかかる。そのため、 [REDACTED] や [REDACTED] を [REDACTED] 宅に通って使用することはできない。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

1 請求人は、 [REDACTED] の [REDACTED] とともに生活していたこと。

2 請求人は、 [REDACTED]、 [REDACTED] から [REDACTED] の住居（以下「現住居」という。）に転出したこと。また、請求人は、同日から生活保護を受給していること。

3 処分庁は、[REDACTED]の請求人宅の家庭訪問において、請求人宅に[REDACTED]が置いてあることを確認し、[REDACTED]宅から運んだものであることを請求人から聴取した。また、照明は[REDACTED]がついている状態で、その他の電化製品はないことを確認した。

4 請求人は、[REDACTED]、処分庁に家具什器の購入費用の支給を求める保護変更申請を行った。申請書には以下の内容が記載された「[REDACTED]」の見積書が添付されていた。

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
配達料	[REDACTED]
合計	¥ [REDACTED]

5 処分庁は、[REDACTED]の請求人宅の家庭訪問において上記第4-2のとおり請求人から保護変更申請があった家具什器が購入済みであることを確認した。

また、請求人から[REDACTED]を[REDACTED]宅に残しており、なるべく早く移動させたい旨を聴取した。

6 処分庁は、上記第4-4の申請について、[REDACTED]円の家具什器費の支給を決定し、[REDACTED]付けで請求人に通知した。決定通知書に保護を変更した理由として以下のとおり記載されている。

保護を変更した理由

1. 保護開始時に家具銃器の持合せがない為、[REDACTED]の家具什器費を支給します。

7 請求人から[REDACTED]付けで、本件審査請求が提起された。

- 8 処分庁から [REDACTED] 付けで、弁明書が提出されたこと。
- 9 請求人から [REDACTED] 付けで、反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

- 1 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7の2において、臨時的最低生活費(一時扶助費)は、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するとされている。
- 2 一時扶助費のうち家具什器費については、局長通知第7-2-(6)において、「次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、24,900円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差しつかえない」とされている。
また、「真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、39,900円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差しつかえない」とされている。
- 3 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

請求人は、家具什器費について39,900円の範囲内での特別基準(以下「当該特別基準」という。)の適用を処分庁に求めている。

当該特別基準が適用できるのは上記第5-2のとおり、真にやむを得ない事情により24,900円の範囲内の額により難い場合である。これは、例えば災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して自活するとき全く家具什器を所持していない場合などが考えられる。したがって、特別基準の設定にあたっては、保護の実施機関は、地域の低所得世帯の生活実態や当該世帯人員の状況等から、当該世帯の最低生活に必要な最小限度の家具什器の程度を的確にとらえる必要がある。さらに、例えば、罹災世帯であれば消失の程度、他からの援助の有無等を十分調査検討の上、特別基準の設定が必要かを判断することとなる。

処分庁の調査によれば、請求人が転居時に [REDACTED] から譲与されたのは、上記第4-3及び第4-5のとおり、 [REDACTED] など日常生活に必要な家具

什器のうち一部であったと認められる。また、請求人は、上記第4-4のとおり、計[]円の家具什器が必要であるとして保護変更申請を行っている。したがって、処分庁は、請求人の状況等を十分調査したうえで当該特別基準の適用が必要か否かを判断すべきであった。しかしながら、処分庁から提出された記録には、調査を行った経緯や判断をした経緯は記載されていない。

また、処分庁は、請求人と[]の交際状況から[]共同利用が可能であると主張している。このことについては、請求人は、[]の住居との距離が遠いことから[]や[]の共同利用は不可能であると反論しており、両者に争いがある。しかし、処分庁から提出された記録には、処分庁がどのような家具什器が共同利用できるのかを検討した経緯は記載されていない。

さらに、処分庁は、請求人が保護申請前に[]で居宅生活をしてきたことから、当該特別基準を認定すべき「真にやむを得ない事情」はないと主張している。しかし、[]から請求人に譲与された家具什器は日常生活に必要なものの一部であるため、請求人が[]で生活していたことをもって当該特別基準の適用が不要であるとは判断できない。

よって、処分庁は、特別基準の設定について十分な検討を行っていないと認められ、本件処分には取り消すべき理由が認められる。

4 結論

以上検討したとおり、処分庁が行った本件処分については、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年10月29日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司

